

新たな追加補正予算の早期編成及び地方財政の充実・強化を求める意見書

国においては、東日本大震災からの復旧・復興のため、第二次補正予算編成に取り組んでいるところであるが、この補正予算は被災者の二重ローン対策などを盛り込んだ小規模なものであり、本格復興には第三次補正予算が早期に編成されるべきである。

国政が混迷を極める中、菅総理は6月27日になって、第二次補正予算案、再生可能エネルギー特別措置法案及び特例公債法案の成立を退陣の条件としたが、具体的な退陣時期については明らかにしていない。

しかし、国民の信頼を失い、求心力が低下した菅総理では、復旧・復興の実行性に疑念が生じるところであり、三法案の成立如何に関わらず、菅総理は即刻退陣し、第三次補正予算については新しい総理の下で編成し、一刻も早い復興を実現するべきである。

一方、今回の地震・津波と原発事故は被災地のみならず、日本全国に大きな影響を与えており、特に原発問題の長期化は国民生活や我が国経済への大きな打撃となることが懸念される場所である。

地方においては、海外からの観光客の落ち込み、国内旅行の手控えなどの観光面をはじめ、採用の取り消しや延期などの雇用面等、あらゆる面において悪影響が出ている。

このような状況の中、本県では限られた財源の中で、身を削り創意工夫を凝らしながら、東海・東南海・南海の「三連動地震」への対応をはじめ、厳しい難局を乗り越えるための経済・雇用対策等に懸命に取り組んでいるところである。

しかしながら、百年に一度という経済危機にあって、本県のような従前から財政基盤の脆弱な地方においては、今回の災害により、一層の財源不足の拡大が危惧される場所である。

よって、国においては、新総理による第三次補正予算を速やかに編成し、早期成立を図るとともに、次の事項について、被災地はもとより他の地域に対しても十分な財政措置を講じるよう強く要望する。

- 1 地方交付税については、財源保障機能の強化、法定率の引き上げや別枠加算の継続により、必要な総額を確保するとともに、その配分については、地域間格差是正の観点から、財政調整機能の充実強化を図ること。
 - 2 地方税については、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むこと。
特に、社会保障と税の一体改革に当たっては、地方の参画の下、地方の意見や役割、制度運営の実態を十分踏まえ、制度設計を行うこと。
 - 3 災害復旧・復興費は、国の責任において負担するとともに、被災地方公共団体のみならず、他の地方公共団体が実施する様々な支援対策に必要な財政需要にも適切な財政措置を講ずること。
 - 4 直轄事業負担金については、国と地方の協議の場等を通じて地方と十分協議を重ねながら、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早急に作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取り組みを確実に進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月8日

徳島県議会議長 岡本富治